

「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」全体図

第1章 総則

目的（第1条）

土砂等の堆積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁を未然に防止するための規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全することを目的とする。

県の責務（第3条）

土砂等の堆積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁を未然に防止するため、土砂等の堆積行為の適正化に関する施策を推進するものとする。

事業者等の責務（第4条）

- ・事業者は、その事業活動において、土砂等の堆積行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。
- ・土砂等の堆積行為を行う者は、当該堆積行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の堆積行為の適正化に関する施策に協力しなければならない。

土地所有者等の責務（第5条）

土地の所有者、管理者又は占有者は、土砂等の堆積行為を行う者に対し、土地を提供しようとするときは、当該土砂等の堆積行為による土壌汚染等のおそれのないことを確認するとともに、県及び市町村が実施する土砂等の堆積行為の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 堆積行為に使用される土砂等の土砂基準等

- (1) 土砂等に関する土砂基準の設定（第6条）
- (2) 浸透水の水質基準の設定（第6条）

第3章 不適正な堆積行為の禁止等

- ・土砂基準に適合しない土砂等の堆積行為の禁止等（第7条）

第4章 特定事業に関する規制

○許可に関する事項

- (1) 特定事業の許可（第9条）
- (2) 土地所有者への説明（第9条）
- (3) 許可の申請（第10条）
- (4) 許可の基準（第11条）
- (5) 変更の許可等（第12条）

○届出に関する事項

- (1) 特定事業の着手の届出（第13条）
- (2) 土砂等の搬入の届出（第14条）
- (3) 土砂等管理台帳の作成（第15条）
- (4) 水質検査等の報告（第16条）
- (5) 関係書類の閲覧（第17条）
- (6) 標識の掲示等（第18条）
- (7) 承継（第21条）
- (8) 譲受け（第22条）
- (9) 関係書類の保存（第24条）

○廃止・完了手続に関する事項

- (1) 特定事業の廃止等（第19条）
- (2) 特定事業の完了（第20条）

○処分に関する事項

- (1) 許可の取消し等（第23条）

第5章 雑則

- ・立入検査等（第25条）
- ・手数料（第26条）
- ・市町村条例との調整（第27条）
- ・規則への委任（第28条）

第6章 罰則

- (1) 措置命令違反・無許可営業（第29条）
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 虚偽の届出・立入検査拒否等（第30条）
50万円以下の罰金

特定事業の手続きのフロー図

特定事業を行おうとする者

- ・埋立地の面積
3,000m²以上
- ・適用除外
公共的団体が行う事業
非常災害の応急措置等

特定事業の許可申請

許可の基準

- ・人的要件
- ・現場事務所の設置
- ・浸透水の採取措置
- ・現況地盤の土壤検査

許可

事業着手の届出等

- ・土砂等搬入の届出
- ・管理台帳の作成
- ・標識の掲示
- ・関係書類の閲覧

定期報告

- ・水質検査
1回／6月
(一時堆積、1回/3月)
- ・埋立土砂等の量
1回／月

完了報告

水質検査、土壤検査